



名城大学 法学会講演会のご案内

「ドイツ刑事手続における上告の意義と限界」

下記の要領で法学会講演会を開催いたします。ご関心のある学生の皆様はふるってご参加ください。

なお、講師のローゼナウ教授所属のアウグスブルク大学法学部と名城大学法学部とは、このたび学部間の交流協定を締結し、9月26日に調印式を行います。

記

1. 日時 2012年9月26日（水）16：00～17：30
2. 場所 名城大学天白キャンパス10号館2階大会議室
3. 講師 ヘニング・ローゼナウ教授
（ドイツ連邦共和国・アウグスブルク大学法学部）
4. 通訳 辻本典夫准教授（近畿大学法学部）
5. 司会 加藤克佳教授（名城大学法学部）

主催：名城大学法学会 〒468-8502 名古屋市天白区塩釜口1-501
キャンパス：<http://www.meijo-u.ac.jp/campus/shisetsu/tenpaku.htm>
交通アクセス：<http://www.meijo-u.ac.jp/guide/access.html>
連絡先：木村裕三 kimura@meijo-u.ac.jp
加藤克佳 kkato@meijo-u.ac.jp